

## 認知したいじめを速やかに解消した事例3（小学校第6学年女子）

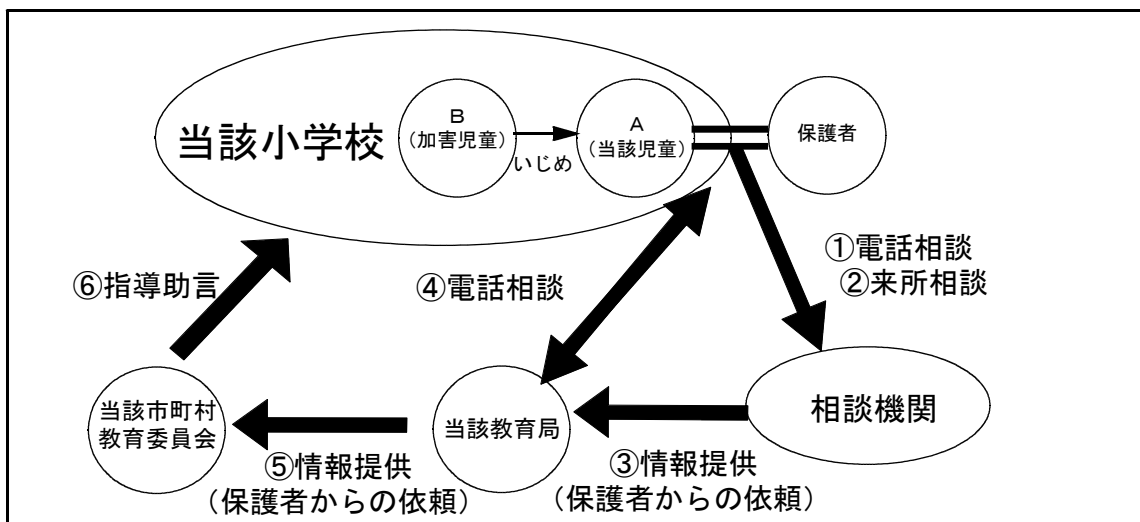
### ～相談機関での来所相談を通じて関係機関と連携した対応～

#### 問題の把握

電話相談で当該児童の保護者より子どもがいじめを受けているとの相談があり、内容を確認後、保護者からの依頼を受け教育局へ情報提供した。教育局は保護者との電話相談により把握した状況を、保護者からの依頼を受けて当該市町村教育委員会に情報提供し、学校での対応を促した。その後、再度保護者から当該生徒に対するいじめの再発防止に向けた電話相談があり、当該児童と一緒に来所相談を行うことを促し実施した。

#### 対応状況

〔関係図〕



#### 〔対応の経過〕

##### ○電話相談での対応

- ・ 1回目…保護者から当該児童に対するいじめの内容（仲間はずれ、無料通話アプリでの誹謗中傷など）を確認し、保護者の依頼を受け当該教育局に情報提供した。教育局では保護者との電話相談で把握した詳細な状況を保護者の依頼を受け、当該市町村教育委員会に情報提供し、当該小学校に迅速かつ適切に対応するよう促した。小学校はいじめ認知後、解消に向けた取組を進めた。
- ・ 2回目…保護者から当該児童に対するいじめは解消したものの、当該児童が再びいじめを受けることがないか不安であるとの電話相談を受けた。保護者に対して当該児童と一緒に来所し、当該生徒の発達の状況を把握し、今後の対応について相談することを促した。

##### ○来所相談での対応

- ・ 保護者からの聴き取りや心理検査等を実施し、当該児童の状態像を把握した。
- ・ 保護者と当該児童を分けて相談を実施し、それぞれの思いを傾聴し、今後の教育的な対応について助言を行った。
- ・ 相談後、保護者の依頼を受け、相談の状況について、当該教育局を通じて市町村教育委員会及び小学校に情報提供し、相談の状況を踏まえた対応を行うよう伝えた。

#### いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・ 当該児童生徒に関係する関係機関が速やかに連携した対応すること。
- ・ 関係機関ごとの相談・指導等の役割分担を明確にして対応すること。